

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	鈴鹿市まちづくり活動補償制度における個人ボランティア活動者名簿	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部地域協働課	
個人情報ファイルの利用目的	鈴鹿市まちづくり活動補償制度を運用するにあたり、個人ボランティア活動者を把握するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日	
記録範囲	個人ボランティア活動者	
記録情報の収集方法	所管課からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	契約保険会社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	「市民の声」受付簿	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部 市民対話課	
個人情報ファイルの利用目的	市政に対する意見などを聴き、担当課に対応依頼して発言者へ回答するために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3年代、4市政に対する意見などの要旨	
記録範囲	市政に対する意見などの発言者	
記録情報の収集方法	本人、三重県総務部広聴広報課、三重行政監視行政相談センター	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	専門相談受付氏名一覧	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部 市民対話課	
個人情報ファイルの利用目的	弁護士又は司法書士による相談を受けた後3か月の間は次の予約を停止するため、その確認のために利用する。	
記録項目	1氏名	
記録範囲	弁護士又は司法書士による相談を受ける者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	戸籍証明コンビニ交付システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人等の申請に基づき、戸籍証明書、戸籍の附票の写しをコンビニエンスストア等の専用端末で発行するために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6国籍・本籍	
記録範囲	戸籍証明書、戸籍の附票の写しの交付申請者	
記録情報の収集方法	戸籍総合システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	-	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	証明書コンビニ交付システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人等の申請に基づき、印鑑登録証明書、所得課税証明書、住民票の写しをコンビニエンスストア等の専用端末で発行するために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6印影、7財産・収入、8納税状況	
記録範囲	印鑑登録証明書、所得課税証明書、住民票の写しの交付申請者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	鈴鹿市印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付をするため。	
記録項目	1印鑑番号、2氏名、3旧氏、4性別、5生年月日、6住所、7印影、8宛名コード、9成年後見登記事項	
記録範囲	印鑑登録申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、住民基本台帳システム、東京法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	本籍地証明書交付利用登録システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	本籍が鈴鹿市で住所地在鈴鹿市以外の方が戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しをコンビニエンスストア等の専用端末で発行するための事前利用登録をするため。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3生年月日、4住所、5本籍、6筆頭者	
記録範囲	戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付申請者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、戸籍総合システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	人口動態事件簿ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍届出に関する事項について、人口動態調査票を作成し、人口動態事象の把握並びに人口推計(総務省)、将来推計人口(厚生労働省)、生命表(厚生労働省)や各種施策の基礎数値として利用することを目的としている	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6国籍・本籍、7病歴 8身体の特徴、9家族状況、10婚姻歴、11死亡場所、12出生場所 13職業	
記録範囲		
記録情報の収集方法	戸籍届等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	三重県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日



個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	相続税法第58条の通知書ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	相続税法第58条第1項の規定に基づき、死亡又は失踪に関する届出書を受理した際に、当該届出書に記載された事項を税務署へ通知するため。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6国籍・本籍、7電話番号 8家族状況、9婚姻歴、10死亡場所、11親族関係 12職業	
記録範囲		
記録情報の収集方法	死亡届等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	住民記録システム
実施機関の名称	鈴鹿市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づき、市内住民の居住関係を公証し、選挙人名簿の登録並びに国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための事務、本人確認情報の都道府県知事への通知、住民票の写しの広域交付、転入届の特例処置、戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知を行うために利用する。
記録項目	1氏名、2出生の年月日、3男女の別、4世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、5戸籍。ただし本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨、6住民となった年月日、7住所及び1の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日、8新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をしたものについては、その年月日)及び従前の住所、8の2個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう)、9選挙人名簿に登録された者については、その旨、10国民健康保険の被保険者(国民健康法(昭和三十三年法律第九十二号)第五及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その関する事項で政令で定めるもの、10の2後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、10の3介護保険の被保険者(介護保険法(平成9年法律第二百二十三号)第九条の規定による介護

	<p>保険の被保険者(同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。)をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、11国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条その他政令で定める法律の規定による国民年金の被保険者(同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。)をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、11の2児童手当の支給を受けている者(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条の規定により認定を受けた受給資格者(同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同条第二項に掲げる里親に限る。)をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの、12米穀の配給を受ける者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの、13住民票コード(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう、以下同じ。)、14前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項</p>
記録範囲	住民記録台帳に登録されているもの
記録情報の収集方法	申請者による申請書の提出、国・地方公共団体・独立行政法人等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	官公庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域振興部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づき、日本国民の身分関係を登録し、公証するため、また、住民基本台帳法に基づき、日本国民の居住関係を登録し、公証するために利用する。	
記録項目	1氏名、2出生の年月日、3戸籍に入った原因及び年月日、4実父母の氏名及び実父母との続柄、5養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、6夫婦については、夫又は妻である旨、7他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8その他法務省令で定める事項	
記録範囲	戸籍証明書、戸籍の附票の写しの交付申請者	
記録情報の収集方法	戸籍届等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

備考	
----	--

作成日(最終修正日):令和6年4月1日